

別表2

部	課・課内室	専決すべき事項	課内回議	備考
経済部	経済企画課	(1)経済政策の企画、立案及び調整に関すること	主査、担当課長の順	担当課長が不在のときは、主査が代決することができる。
経済部	経済企画課	(2)産業分野における地域間連携に関すること	主査、担当課長の順	担当課長が不在のときは、主査が代決することができる。
経済部	経済企画課	(3)ナイトタイムエコノミー推進審議会に関すること	主査、担当課長の順	担当課長が不在のときは、主査が代決することができる。
経済部	産業支援課 スタートアップ支援室	(1)創業及び起業の推進に関すること	主査、室長の順	室長が不在のときは、主査が代決することができる。
経済部	産業支援課 スタートアップ支援室	(2)新事業創出に関すること	主査、室長の順	室長が不在のときは、主査が代決することができる。
経済部	産業支援課 スタートアップ支援室	(3)スタートアップ・エコシステムの構築に関すること	主査、室長の順	室長が不在のときは、主査が代決することができる。